

群馬大学大学院医学系研究科放射線障害予防委員会規程

平成16.4.1 制定

改正 平成26.4.1 令和元.7.16

(趣 旨)

第1条 群馬大学大学院医学系研究科放射線障害予防規程（以下「予防規程」という。）第5条第2項の規定に基づき、群馬大学大学院医学系研究科放射線障害予防委員会（以下「委員会」という。）に関して必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議し、医学系研究科長に具申する。

- (1) 放射線取扱主任者（以下「主任者という。）、放射線取扱主任者の代理者（以下「代理者」という。）及び放射線取扱主任者の補佐（以下（「主任者補佐」という。）の推薦に関すること。
- (2) 放射線業務従事者の登録に関すること。
- (3) 予防規程及び従事者心得等の制定及び改廃に関すること。
- (4) 放射線業務従事者の健康管理に関すること。
- (5) R I施設の整備，拡充及び安全管理に関すること。
- (6) 非常事態及び異常事態の措置に関すること。
- (7) その他放射線障害の防止に関すること。

(組 織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 放射線取扱主任者
- (2) 放射線取扱主任者代理者
- (3) 放射線取扱主任者補佐
- (4) 腫瘍放射線学分野教授及び放射線診断核医学分野教授
- (5) 放射線安全管理責任者
- (6) 健康管理担当者
- (7) 健康管理医
- (8) 放射線施設管理責任者
- (9) 附属病院放射線取扱主任者

(任 期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長を置き、第3条第4号の委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長が、疾病その他事故等によりその職務を行うことができないときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(会 議)

第6条 委員会の開催は、原則として年に1回とする。ただし、委員長が必要と認めるときは、臨時に開催することができる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、その意見を聞くことができる。

(報告)

第8条 委員長は、委員会の決定事項を医学系研究科長に報告するものとする。

(事務)

第9条 委員会の事務は、総務課及び学務課において処理する。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、委員会及び教授会の議を経て、医学系研究科長が行う。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

2 この規程の施行日の前日において、旧群馬大学医学部放射線障害予防委員会規程（平成13年4月1日制定。以下「旧規程」という。）第3条第5号に規定する委員である者は、施行日にこの規程第3条第5号の規定により選出された委員とみなし、その任期は、第4条の規定にかかわらず、旧規程による委員としての残任期間と同一の期間とする。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年7月16日から施行する。